

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうちデジタル化設備に関する
投資計画の確認申請書

令和〇年〇月〇日

経済産業大臣 殿

中小企業等経営強化法第17条第3項並びに同法施行規則第16条第1項第3号及び第2項第3号の規定に基づき、下記の投資計画について確認を受けたいので申請します。

記

1 事業者の名称等

| | |
|-----------|---|
| 事業者及び代表者名 | 株式会社中小工業 (法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇) 代表取締役 中小 太郎 |
| 所在地 | 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1 |
| 事業内容 | 自動車部品製造業 |

2 経営力向上設備等の導入の目的

| |
|--|
| <p>① 当社は、独立系の自動車部品製造業者であり、独自の鑄造技術による高性能エンジン部品が主な製品であり、主に国内の大手自動車メーカーに販売している。近年、米中の貿易摩擦に加え、新型コロナウイルスの影響もあり、自動車業界においては、サプライチェーンに大きな影響を受けたところ。</p> <p>② 新型コロナウイルスの影響により、対面での営業も困難なため、ウェブ会議用設備を導入し、社内外でのコミュニケーションの活性化を図ることで事業遂行の安定化、多様化を図る。</p> <p>③ 併せて、遠隔にて作業できるマシニングセンターを製造現場に導入し、新型コロナウイルスの影響下において、人手に頼らない生産体制を構築する。</p> |
|--|

投資計画の概要について要約的に記載する。①まず、申請事業者を取り巻く経営環境についての概況を記載し、②その後、今般の計画において経営力向上設備等を導入

する目的及び必要性を記載。

3 経営力向上設備等の導入を行う場所の住所

A 工場：東京都練馬区〇-〇-〇

4 経営力向上設備等が事業者の事業のデジタル化に資することの説明

既存設備では、高性能エンジン部品年間生産量が9,495トンである。また歩留り率は95%に留まっている。当社はこれらの抜本的な改善を目指すため、このたび小型のマシニングセンターを導入し、製造工程を一部自動化することで、時間当たり生産量を年間20%向上させ、売り上げ拡大を図るとともに、歩留まり率についても、4%の改善を目指す。

また、対面での営業活動や、支店との会議も困難なため、テレビ会議とさまざまなウェブ会議を接続可能にするWebハイブリッドモード拡張ゲートウェイボックスや大型ディスプレイ、専用カメラ等を導入し、テレビ会議・ウェブ会議に特化した会議スペースを設ける。

経営力向上設備等が、どのように事業のデジタル化を可能とするかという内容を記載。（例えば、当該設備を導入することによって目指すデジタル化の内容等を説明。）

5 設備投資の内容（必要に応じて別紙）

| | 取得年月 | 設備等の名称/型式 | 所在地 | 設備等の種類 | 単価(千円) | 数量 | 金額(千円) | 用途 |
|---|--------|----------------------------------|--------|--------|--------|----|--------|-----------|
| 1 | 令和3年8月 | 立型マシニングセンター/MC-1234 | 東京都練馬区 | 機械装置 | 49,400 | 2 | 98,800 | 高性能エンジン製造 |
| 2 | 令和3年8月 | Webハイブリッドモード拡張ゲートウェイボックス/BX-5678 | 東京都練馬区 | 器具備品 | 500 | 1 | 500 | リモート会議 |
| 3 | 令和3年 | 60インチ4Kディスプレイ | 東京都練馬区 | 器具備品 | 400 | 1 | 400 | 同上 |

申請書記載例①

| | | | | | | | | |
|---|--------|---------------------|--------|------|-----|---|---------|----|
| | 8月 | プレイ/DP-9876 | | | | | | |
| 4 | 令和3年8月 | リモート会議専用カメラ/CM-4321 | 東京都練馬区 | 器具備品 | 300 | 1 | 300 | 同上 |
| 計 | | | | | | | 100,000 | |

6 基準への適合状況
別紙

提出資料

- (1) 登記簿謄本の写し（個人の場合、税務申告書等の事業実施を確認できる書類）
- (2) 対象となる新規設備投資につき、既存設備の現況と設備投資後の状況を確認できる資料。

例えば、導入しようとする設備が、建物附属設備、機械・装置、器具・備品の場合においては、当該設備の導入前後で事業プロセスがどのように変化するかが分かる資料。ソフトウェアの場合は当該ソフトウェアがシステム全体にどう組み込まれる予定であり、システム導入前と導入後の変化を確認できる図表等。

- (3) 投資計画の分かる資料（本申請書の根拠となる資料）

代表者又はそれに代わる者の押印がなされた社内で決裁された、当該申請書に係る投資計画又はそれに代わるもの（稟議書、取締役会議事録等）、導入する設備の見積り書。

- (4) 認定経営革新等支援機関による事前確認書